

広 報 資 料	犯 罪 被 害 者 実 態 調 査 報 告 書 の 概 要 に つ い て	平成15年12月18日 給 与 厚 生 課
<p>1 調査の趣旨 犯罪の被害者及びその遺族(以下「被害者等」という。)の実態を明らかにするとともに、警察や関係機関・団体等が被害者等を支援するために行ってきた施策がどのように被害者等に受け止められ、いかなる効果を収めてきたかを検証することを目的として実施。</p> <p>2 報告書の概要</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>ア 実施主体 被害者学、精神医学等の専門家から成る犯罪被害実態調査研究会(座長の椎橋隆幸中央大学法学部教授以下6名の委員等で構成)において調査を実施。</p> <p>イ 調査対象等 平成10年から12年の間の被害者等を対象に、精神的影響、二次的被害の状況、援助状況とニーズ及び関係機関の対応状況等について、アンケート形式の調査を実施。1,269名の被害者等へ調査票を送付し、852名から有効回収(回収率：67.1%)。</p> <p>(2) 調査結果</p> <p>ア 被害者等の意識・援助のニーズに関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者等は、事件直後から精神的影響や二次的被害を受けており、特に、PTSDスコアを用いての分析では、被害者遺族、女性の身体犯被害者及び性犯罪被害者については、一定期間経過後も精神的影響が深刻である状況が判明。 ・ 被害者等のニーズに関しては、「そばで話を聞いてくれること」及び「警察や病院への付添い」の要望が高く、かつ、実際に援助が行われている一方で、「カウンセリング」等については、特に被害直後の段階での要望が高いものの、十分な対応がなされていない状況が見られた。 <p>イ 警察等関係機関・団体等の被害者支援等に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察の対応に対する総合的な評価では、「満足」(34.6%)が「不満」(29.7%)をやや上回ったが、個別施策(「被害者の手引」の配布、事情聴取時の配慮等)に対する評価では、年々これらの施策が定着しつつあるものの、なお一層の確実な実践が望まれる状況が見られた。 ・ 今次調査の回答者が被害に遭った時期(平成10年から12年)は、関係機関(検察、弁護士会)や民間団体による被害者支援が本格的に定着化する前でもあり、これら機関・団体の活動の認知度や利用状況が低調である状況が見られた。 <p>3 報告書の活用 被害者等のニーズに的確に対応した支援を推進するため、報告書の内容を部内に周知するとともに、必要に応じ被害者支援に取り組んでいる関係機関・団体等にも参考として提供することとする。</p>		<p>1 頁</p> <p>2～6 頁</p> <p>6～8 頁</p> <p>8～14 頁</p> <p>15～18 頁</p>

犯罪被害者実態調査報告書（概要）

調査の概要

1 調査目的

犯罪の被害者及びその遺族（以下、「被害者等」という。）の実態を明らかにするとともに、警察や関係機関・団体等が被害者等を支援するために行ってきた施策がどのように被害者等に受け止められ、いかなる効果を収めてきたかを検証する。

2 実施主体

犯罪被害実態調査研究会

座長 椎橋隆幸 中央大学法学部教授

委員 奥村正雄 同志社女子大学現代社会学部教授

小西聖子 武蔵野女子大学人間関係学部教授

三邊夏雄 横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授

辰野文理 常磐大学国際学部助教授

渡邊和美 科学警察研究所防犯少年部環境研究室主任研究官

（肩書は、同会発足時のもの）

3 調査対象者

平成10年から平成12年に犯罪の被害に遭い、各都道府県警察で対応した被害者等（事件解決の有無は問わない。）

4 調査方法

調査対象者を、被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者及び財産犯被害者の4つの区分とした上で、それぞれの区分ごとに500人程度の対象者を無作為抽出し、事前に調査趣旨を説明し、同意の得られた被害者等に対して郵送で調査票（質問紙）を送付して実施。

5 回収率

全体で1,269名に対して発送し、有効回収数は852。回収率は67.1%

被害者遺族 74.2%（発送数287 有効回収数213）

身体犯被害者 62.6%（発送数358 有効回収数224）

性犯罪被害者 62.4%（発送数194 有効回収数121）

財産犯被害者 68.4%（発送数430 有効回収数294）

調査結果

1 犯罪被害がもたらす影響について

(1) 事件直後の精神状態等

被害者等の事件直後の精神状態や感情については、「驚いた、信じられないと思った」(86.9% : 「少しあった」と「非常にあった」の合計。以下同じ。)、 「不安だった」(84.1%)、 「運が悪いと思った」(68.3%)、 「誰かにそばにいてほしかった」(53.2%)と回答した者が多くなっている。

事件直後の精神状態や感情 (全体)

	合計	全くなかった	あまりなかった	どちらともいえない	少しあった	非常にあった	なかった	あった	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
不安だった	728	4.0	6.3	5.6	17.3	66.8	10.3	84.1	124
恥ずかしかった	702	32.6	13.0	13.7	22.5	18.2	45.6	40.7	150
誰かにそばにいてほしかった	709	19.6	11.6	15.7	15.1	38.1	31.2	53.2	143
自分を責めた	713	25.0	12.8	13.5	25.2	23.6	37.8	48.8	139
運が悪いと思った	712	9.4	5.9	16.4	25.7	42.6	15.3	68.3	140
人に会いたくなくなった	709	33.4	16.6	15.9	14.5	19.5	50.0	34.0	143
どこかにいてしまいたいと思った	707	50.6	12.0	11.7	9.5	16.1	62.6	25.6	145
驚いた、信じられないと思った	751	4.3	2.8	6.0	17.0	69.9	7.1	86.9	101
妙に自分が冷静だと思った	714	17.8	12.3	33.6	20.6	15.7	30.1	36.3	138
痛みや感情を感じなかった	705	25.1	11.8	24.0	15.3	23.8	36.9	39.1	147

(2) 二次的被害の状況

事件後に被害者等に起きた出来事及びそれに対する被害者等の二次的被害の認識の有無については、選択項目として挙げられたもののうち、「転居した」及び「職場で配置転換があった」を除くすべての項目で、経験した被害者等の6割以上がその出来事を被害の一部であると感じており、このうち、「精神的ショックを受けた」(94.0% : 「被害の一部である」と「少し思う」と「被害の一部である」と非常に強く思う」の合計。以下同じ。)、 「身体の不調をきたした」(88.3%)、 「生活が苦しくなった」(80.6%)、 「治療費などで経済的な負担がかかった」(80.1%)等が高い割合を示している。

事件後の出来事及びそれに対する被害認識 (全体)

		事実の有無			事実に対する認識					(再掲)		無回答		
		合計	事実はあった	事実はなかった	無回答	合計	被害の一部とは全く思わない(1)	被害の一部とはあまり思わない(2)	どちらとも言いえない(3)	被害の一部であると思う(4)	被害の一部であると非常に強く思う(5)		被害とは思わない(1)+(2)	被害と思う(4)+(5)
近所の人や通行人に変な目で見られた	N	713	249	464	139	214	39	13	18	59	85	52	144	35
	%	100.0	34.9	65.1		100.0	18.2	6.1	8.4	27.6	39.7	24.3	67.3	
転居した	N	689	112	577	163	99	37	6	8	7	41	43	48	13
	%	100.0	16.3	83.7		100.0	37.4	6.1	8.1	7.1	41.4	43.4	48.5	
職場で配置転換があった	N	664	71	593	188	66	29	5	8	6	18	34	24	5
	%	100.0	10.7	89.3		100.0	43.9	7.6	12.1	9.1	27.3	51.5	36.4	
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N	693	243	450	159	215	30	5	9	34	137	35	171	28
	%	100.0	35.1	64.9		100.0	14.0	2.3	4.2	15.8	63.7	16.3	79.5	
精神的ショックを受けた	N	740	654	86	112	530	21	5	6	108	390	26	498	124
	%	100.0	88.4	11.6		100.0	4.0	0.9	1.1	20.4	73.6	4.9	94.0	
家族のまとまりが乱れた	N	691	159	532	161	135	25	5	8	36	61	30	97	24
	%	100.0	23.0	77.0		100.0	18.5	3.7	5.9	26.7	45.2	22.2	71.9	
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N	689	170	519	163	150	27	12	12	46	53	39	99	20
	%	100.0	24.7	75.3		100.0	18.0	8.0	8.0	30.7	35.3	26.0	66.0	
身体の不調をきたした	N	705	387	318	147	316	26	3	8	66	213	29	279	71
	%	100.0	54.9	45.1		100.0	8.2	0.9	2.5	20.9	67.4	9.2	88.3	
生活が苦しくなった	N	700	232	468	152	191	21	8	8	40	114	29	154	41
	%	100.0	33.1	66.9		100.0	11.0	4.2	4.2	20.9	59.7	15.2	80.6	
治療費などで経済的な負担がかかった	N	693	217	476	159	181	22	7	7	29	116	29	145	36
	%	100.0	31.3	68.7		100.0	12.2	3.9	3.9	16.0	64.1	16.0	80.1	
マスコミから取材や報道を受けた	N	703	204	499	149	169	34	8	12	21	94	42	115	35
	%	100.0	29.0	71.0		100.0	20.1	4.7	7.1	12.4	55.6	24.9	68.0	
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあった	N	706	214	492	146	177	30	11	17	21	98	41	119	37
	%	100.0	30.3	69.7		100.0	16.9	6.2	9.6	11.9	55.4	23.2	67.2	
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N	748	667	81	104	506	52	36	48	127	244	87	371	161
	%	100.0	89.2	10.8		100.0	10.3	6.9	9.5	25.1	48.2	17.2	73.3	
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N	714	376	338	138	301	38	13	28	55	167	51	222	75
	%	100.0	52.7	47.3		100.0	12.6	4.3	9.3	18.3	55.5	16.9	73.8	
裁判所の手続で対応を求められることがあった	N	702	183	519	150	143	31	6	14	18	74	37	92	40
	%	100.0	26.1	73.9		100.0	21.7	4.2	9.8	12.6	51.7	25.9	64.3	

(3) 一定期間経過後の精神的影響

被害者等のPTSDスコアを測定することにより、一定期間経過後の被害者等の精神的な影響を調査した結果、被害から2～4年経った時点でも、PTSDスコアの高い被害者等が多く存在していることが明らかとなった。

また、調査対象者区分ごとでは、平均値が最も高いのは被害者遺族で44.1、次いで、性犯罪被害者36.7、身体犯被害者26.6、財産犯被害者15.4であり、概して、女性のPTSDスコアが高くなる傾向が見られる。(PTSDハイリスク者であることの基準は、30点以上とされている。)

注1) PTSD (Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害) とは、日常では見られない非常に強い心的な外傷(トラウマ)から、ストレス体験後も心身に特有な症状が生じる精神障害のことである。

注2) 今回のアンケート調査の中に、一般にPTSDスコアの測定に用いられる質問項目(標準化されたIES-R診断尺度の日本語版)を盛り込んで、PTSDスコアを測定した。スコアは0点から88点の範囲(1項目につき、「全くなし」0点～「非常に」4点)を取り、スコアが高くなるほど犯罪による被害者等の精神的な影響が大きいことを表している。

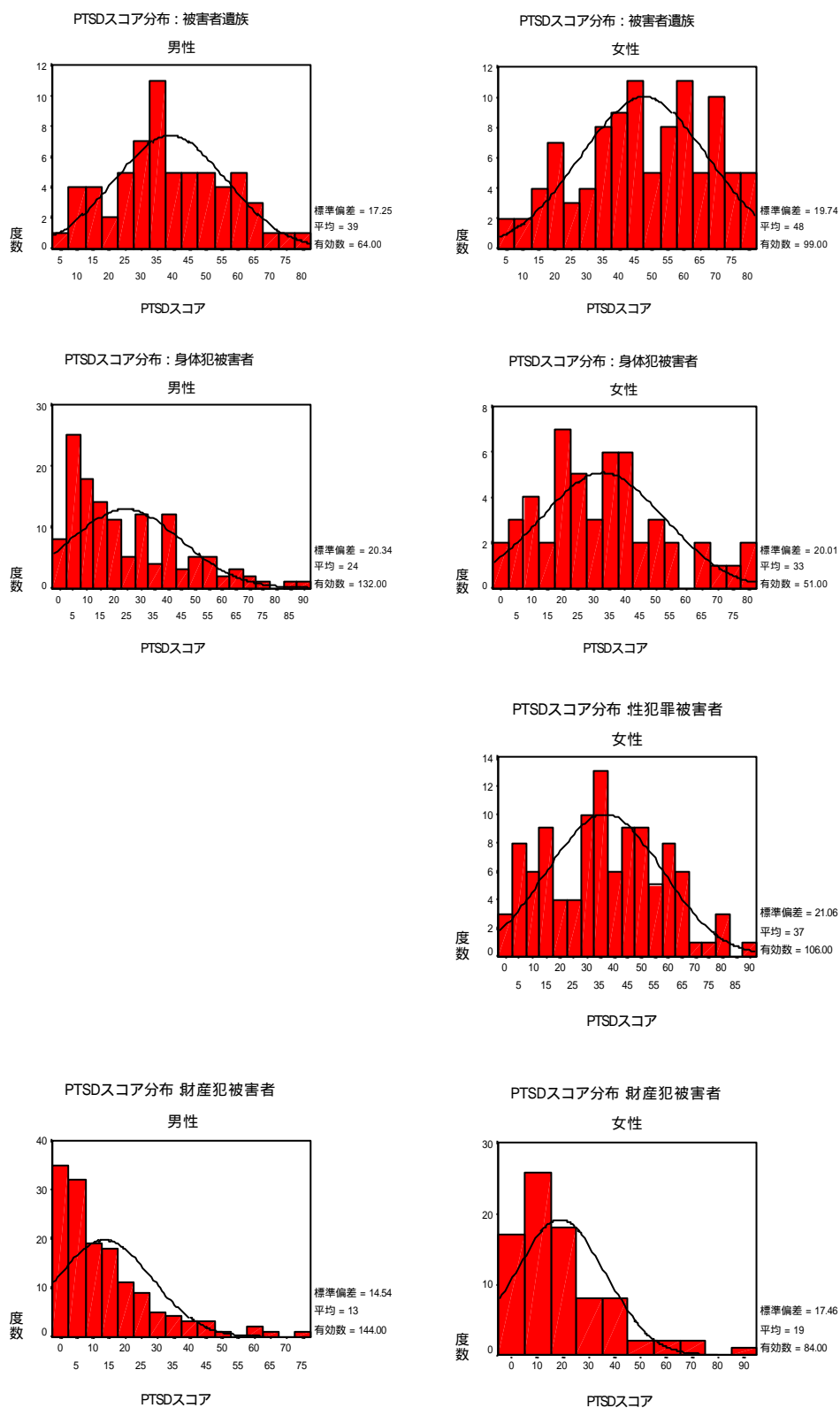
参考【標準化された E S - R 診断尺度の日本語版】

No	項目	全くなし	少し	中くらい	かなり	非常に	下位尺度
1	どんなきっかけでも、事件のことを思い出すと、そのときの気持ちがふり返してくる	0	1	2	3	4	再体験症状
2	睡眠の途中で目が覚めてしまう	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
3	別のことをしていても、事件のことが頭から離れない	0	1	2	3	4	再体験症状
4	イライラして、怒りっぽくなっている	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
5	事件のことについて考えたり思い出すときは、なんとか気を落ち着かせるようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
6	考えるつもりはないのに、事件のことを考えてしまうことがある	0	1	2	3	4	再体験症状
7	事件のことは、実際には起きなかったとか、現実のことではなかったような気がする	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
8	事件のことを思い出させるものには近寄らない	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
9	事件のときの場面が、いきなり頭にうかんでくる	0	1	2	3	4	再体験症状
10	神経が敏感になっていて、ちょっとしたことできっとしてしまう	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
11	事件のことは考えないようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
12	事件のことについては、まだいろいろな気持ちがあるが、それにはふれないようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
13	事件のことについての感情は、マシなようである	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
14	気がつくと、まるで事件のときに戻ってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある	0	1	2	3	4	再体験症状
15	寝つきが悪い	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
16	事件のことについて、感情が強くこみ上げてくることがある	0	1	2	3	4	再体験症状
17	事件のことを何とか忘れようとしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
18	ものごと集中できない	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
19	事件のことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、どきどきすることがある	0	1	2	3	4	再体験症状
20	事件のことについての夢を見る	0	1	2	3	4	再体験症状
21	警戒して用心深くなっている気がする	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
22	事件のことについては話さないようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状

PTSDスコア (調査対象者区分・性別)

	性別	度数	平均値	標準偏差
合計	合計	682	28.7	21.930
	男性	342	22.6	19.803
	女性	340	34.8	22.277
被害者遺族	合計	163	44.1	19.217
	男性	64	38.9	17.247
	女性	99	47.5	19.741
身体犯被害者	合計	183	26.6	20.553
	男性	132	24.2	20.342
	女性	51	32.7	20.011
性犯罪被害者	合計	108	36.7	20.969
	男性	2	42.5	20.506
	女性	106	36.6	21.057
財産犯被害者	合計	228	15.4	15.850
	男性	144	13.5	14.540
	女性	84	18.8	17.461

PTSD スコア分布 (調査対象者区分 性別)



度数とは、回答者数のことである。

P T S Dスコアを用いての分析では、上記のほかに以下のような特徴が見られた。

- ・ 事件直後の精神状態等とP T S Dスコアの関連性については、事件直後に「どこかに行ってしまいたいと思った」、「人に会いたくなくなった」といった孤立感が見られる場合には、P T S Dスコアも高くなる可能性があり、この傾向は、女性の被害者遺族及び性犯罪被害者の場合に顕著である。
- ・ 事情聴取に関し、「事件のことを聞かれて、そのことを思い出すことによってさらに苦しくなった」と回答した者については、P T S Dスコアが高くなる傾向があるが、事情聴取のペースに気を配るなど被害者等への配慮があった場合には、やや低くなる傾向が見られる。

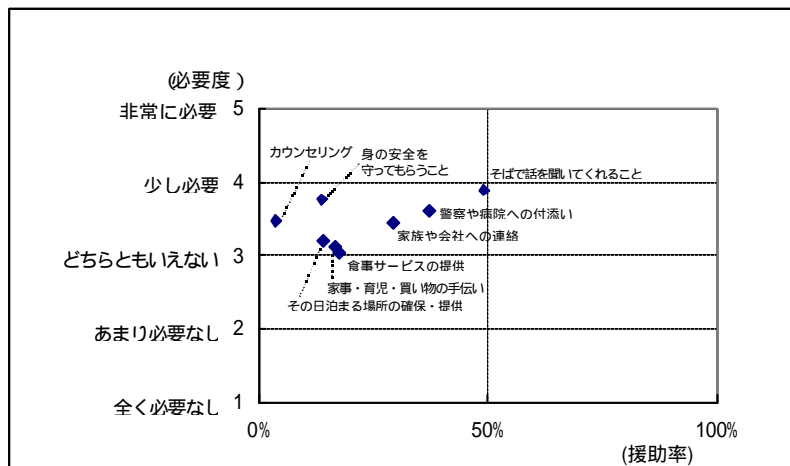
2 被害者等に対する援助活動について

被害者等に対する援助状況と援助ニーズについて、事件直後と事件から2～4年経った調査時点の両方について調査を行った。援助の実施状況及び援助ニーズのいずれについても、事件直後の方が高い割合を示していたが、事件から2～4年経った調査時点でも、ある程度の援助ニーズがあることから、援助を必要としている被害者等への適切な援助の提供が望まれる。

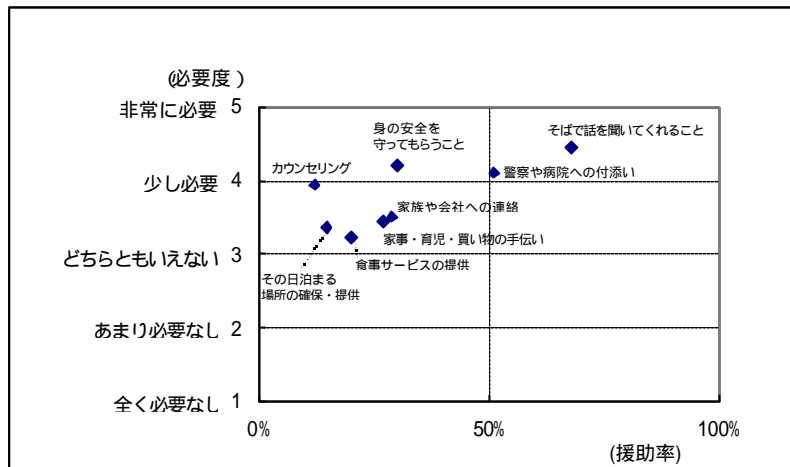
(1) 事件直後

事件直後の援助率（アンケート調査によって得た実際に援助を受けた者の割合）と援助の必要度（アンケート調査で用いた「全く必要なし」から「非常に必要」までの5段階）から、被害者等の援助サービスに係る充足度を見てみると、「そばで話を聞いてくれること」及び「警察や病院への付添い」については、必要度が高く、かつ、援助率も高くなっているが、総じて、被害者等が、まだ十分に必要な援助を受けることができていないことが窺える。

事件直後における援助率と必要度 (全体・男性)



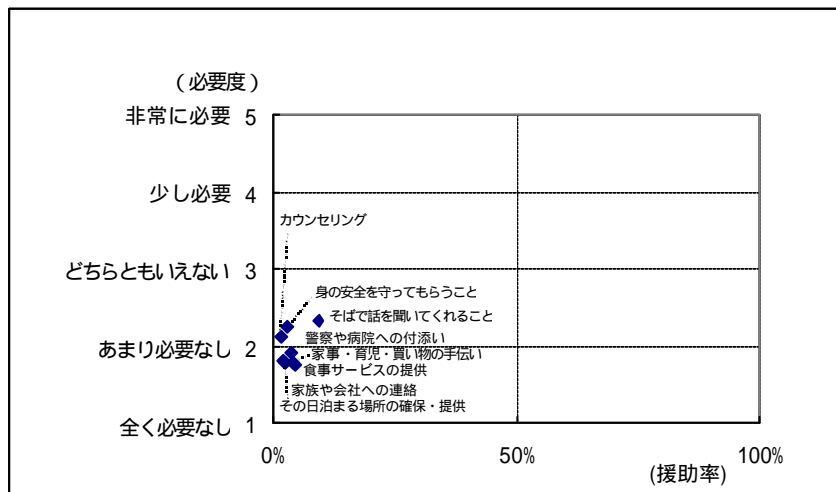
事件直後における援助率と必要度 (全体 :女性)



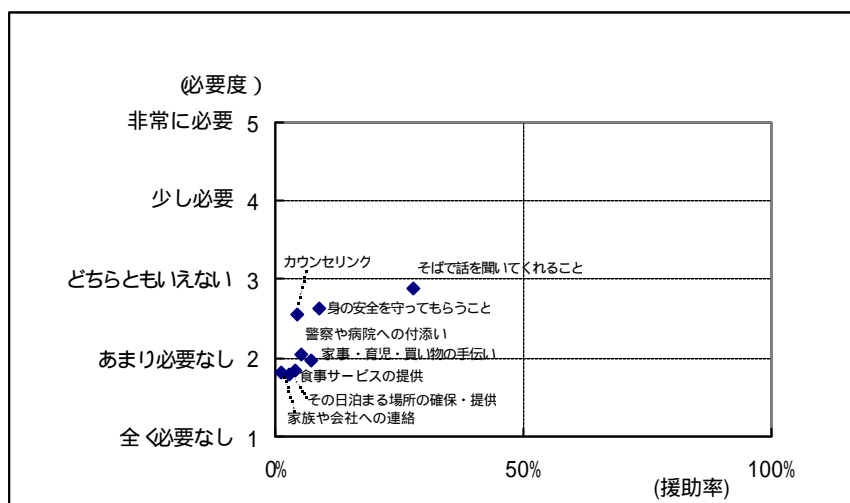
(2) 調査時点 (事件から2～4年位経過後)

調査時点の援助率と援助の必要度については、事件直後に比べ、共に低くなっている。しかし、各項目を比較すると、「そばで話を聞いてくれること」、「身の安全を守ってもらふこと」及び「カウンセリング」に対する必要度が若干高くなっていることから、これらを必要としている被害者等への適切な援助の提供が望まれる。

現在の援助率と必要度 (全体 :男性)



現在の援助率と必要度 (全体 :女性)



3 警察における被害者等への対応

(1) 警察の対応に対する総合的な評価

警察から受けた対応や支援に対する全体的な評価については、「満足」(「まあ満足」と「十分満足」の合計。以下同じ。) 34.6%、「ふつう」35.8%、「不満」(「不満」と「やや不満」の合計。以下同じ。) 29.7%となっており、「満足」が「不満」をやや上回っている。

警察から受けた対応や支援に対する全体的な評価

	合計	不満	やや不満	ふつう	まあ満足	十分満足	不満	満足	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
全体	793	13.4	16.3	35.8	22.2	12.4	29.7	34.6	59
被害者遺族	204	17.2	13.7	27.5	27.0	14.7	30.9	41.7	9
身体犯被害者	215	14.4	16.3	34.0	23.3	12.1	30.7	35.4	9
性犯罪被害者	116	7.8	19.0	38.8	23.3	11.2	26.8	34.5	5
財産犯被害者	258	12.0	17.1	42.6	17.1	11.2	29.1	28.3	36

(2) 警察における個別施策に対する評価等

ア 被害者等からの事情聴取の際の対応

(ア) 事情聴取

被害者等が警察の事情聴取に際して感じたことなどについては、下表のとおりであり、事情聴取に何らかの負担を感じている者もいる一方で、警察が被害者等に何らかの配慮を示していたとする回答も多く見られる。

警察の事情聴取について (全体)

	合計	全くな かった	あまり なかつ た	どち らとも い えない	少 し あ つ た	非 常 に あ つ た	な か つ た	あ つ た	無 回 答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
時間的・場所的な負担を感じた	744	14.8	20.4	7.8	30.8	26.2	35.2	57.0	58
同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた	746	16.1	22.7	11.7	25.1	24.5	38.8	49.6	56
事件を聞かれ、思い出すことによって苦しくなった	743	20.7	22.5	15.3	21.5	19.9	43.2	41.4	59
自分のペースで話せるように気がつかけてくれた	748	9.6	7.8	28.6	32.2	21.8	17.4	54.0	54
事情聴取を行う目的などを説明しながら進めてくれた	759	9.0	11.2	20.2	29.4	30.3	20.2	59.7	43

(1) 事情聴取の場所

被害者等の事情聴取が行われた場所については、調査対象者全体で、「自宅」(38.0%)、「警察署や警察本部の中にある、窓に鉄格子がついた取調室のような部屋」(30.1%)、「警察署や警察本部の中にある、警察内の応接室のような感じの部屋」(21.1%)となっている。

総じて、年を追うごとに、「警察署や警察本部の中にある、警察内の応接室のような感じの部屋」の割合が高くなり、「警察署や警察本部の中にある、窓に鉄格子がついた取調室のような部屋」の割合が減少傾向にあり、特に、性犯罪被害者でこの傾向が顕著である。

事情聴取が行われた場所

		合計	警察の 応接室 のよ うな 感 じ の 部 屋	警察の 鉄格子 がつ いた 取 調 室 の よ う な 部 屋	警察の 他の警 察官も いる大 きな部 屋の一 角	自宅	警察の 車の中	その他	無 回 答
		N	%	%	%	%	%	%	%
全体	合計	787	21.1	30.1	14.7	38.0	5.8	18.4	15
	平成10年	180	19.4	35.0	11.7	36.7	5.0	17.8	5
	平成11年	231	20.3	31.6	17.3	40.7	6.9	15.2	2
	平成12年	250	24.0	29.6	14.8	37.2	6.0	19.6	4
	無回答	126	19.0	21.4	14.3	36.5	4.8	23.0	4
被害者遺族	合計	192	31.8	37.5	13.5	41.1	6.8	10.9	5
	平成10年	48	33.3	31.3	12.5	52.1	4.2	14.6	1
	平成11年	67	25.4	38.8	17.9	35.8	9.0	16.4	0
	平成12年	65	35.4	41.5	12.3	40.0	7.7	4.6	4
	無回答	12	41.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0
身体犯被害者	合計	212	18.4	35.8	20.8	17.9	7.1	29.2	3
	平成10年	47	8.5	38.3	17.0	19.1	8.5	34.0	1
	平成11年	59	27.1	33.9	32.2	18.6	10.2	18.6	2
	平成12年	74	18.9	32.4	16.2	17.6	2.7	33.8	0
	無回答	32	15.6	43.8	15.6	15.6	9.4	31.3	0
性犯罪被害者	合計	119	31.1	53.8	13.4	27.7	10.9	10.1	1
	平成10年	36	25.0	66.7	2.8	13.9	2.8	8.3	0
	平成11年	33	15.2	63.6	18.2	36.4	9.1	9.1	0
	平成12年	34	50.0	41.2	8.8	29.4	20.6	17.6	0
	無回答	16	37.5	31.3	37.5	37.5	12.5	0.0	1
財産犯被害者	合計	264	11.0	9.5	11.4	56.4	1.9	18.9	6
	平成10年	49	12.2	12.2	12.2	55.1	4.1	12.2	3
	平成11年	72	12.5	8.3	4.2	65.3	1.4	13.9	0
	平成12年	77	7.8	11.7	18.2	57.1	1.3	19.5	0
	無回答	66	12.1	6.1	10.6	47.0	1.5	28.8	3

横列における「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

(ウ) 事情聴取を行った警察職員の性別

被害者等が事情聴取を受けた警察職員は、調査対象者全体で、「男」(93.5%)、「女」(6.0%)となっている。

調査対象者区分ごとでは、性犯罪被害者(女性)において、「女」と回答した者の割合が他の調査対象者区分と比べ、非常に高くなっており、女性の性犯罪捜査員など同性による事情聴取が行われていることの現れであると考えられる。

事情聴取を行った警察職員の性別(調査対象者区分・性別)

	合計	警察職員の性別			覚えていない 分からない	無回答
		男性	女性			
	N	%	%	%	N	
全体	合計	751	93.5	6.0	0.5	51
	男性	397	98.7	0.8	0.5	18
	女性	349	87.4	12.0	0.6	33
	無回答	5	100.0	0.0	0.0	0
被害者遺族	合計	189	98.4	1.1	0.5	8
	男性	78	97.4	1.3	1.3	1
	女性	110	99.1	0.9	0.0	7
	無回答	1	100.0	0.0	0.0	0
身体犯被害者	合計	208	97.1	2.9	0.0	7
	男性	146	99.3	0.7	0.0	5
	女性	60	91.7	8.3	0.0	2
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0
性犯罪被害者	合計	110	67.3	30.9	1.8	10
	男性	2	100.0	0.0	0.0	0
	女性	108	66.7	31.5	1.9	10
	無回答	0	0.0	0.0	0.0	0
財産犯被害者	合計	244	98.4	1.2	0.4	26
	男性	171	98.8	0.6	0.6	12
	女性	71	97.2	2.8	0.0	14
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0

横列における「無回答」とは、自身の性別について回答していない者である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

注)「男」と回答している女性の調査対象者の中には、調べ官は男性だが、女性警察職員が補助者として立ち会ったケースも含まれていると考えられる。

イ 警察からの被害者等への情報提供の状況

(ア) 「被害者の手引」の配布状況

被害者等への「被害者の手引」の配布状況については、配布対象者全体で、「もらった」(17.7%)、「もらっていない」(55.3%)、「覚えていない」(27.0%)となっている。経年変化で見ると、全体で、「もらった」という者は着実に増えており、被害者遺族でこの傾向が顕著である。

被害者の手引」の配布状況

		合計	もらった	もらって	覚えてい	無回答
		N	%	いない	ない	N
				%	%	
全体	合計	389	17.7	55.3	27.0	11
	平成10年	103	14.6	60.2	25.2	2
	平成11年	117	15.4	56.4	28.2	4
	平成12年	130	23.1	48.5	28.5	2
	無回答	39	15.4	61.5	23.1	3
被害者遺族	合計	202	24.3	48.0	27.7	11
	平成10年	52	19.2	50.0	30.8	2
	平成11年	66	21.2	50.0	28.8	4
	平成12年	72	30.6	44.4	25.0	2
	無回答	12	25.0	50.0	25.0	3
身体犯被害者 (1ヶ月~)	合計	66	6.1	78.8	15.2	0
	平成10年	15	6.7	80.0	13.3	0
	平成11年	18	0.0	88.9	11.1	0
	平成12年	23	8.7	65.2	26.1	0
	無回答	10	10.0	90.0	0.0	0
性犯罪被害者	合計	121	13.2	54.5	32.2	0
	平成10年	36	11.1	66.7	22.2	0
	平成11年	33	12.1	51.5	36.4	0
	平成12年	35	17.1	45.7	37.1	0
	無回答	17	11.8	52.9	35.3	0

横列における「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

注)「もらっていない」との回答には、他の家族等回答者以外の者が手引を受け取ったケースも含まれていると考えられる。

(1) 被害者連絡

a 情報提供に対する希望の有無

被害者等の情報提供に対する希望については、全体的には、「希望した」(24.2%)、「進んで希望はしていない」(74.7%)、「自分から拒んだ」(1.1%)となっており、被害者遺族、全治1ヶ月を上回る身体犯被害者及び性犯罪被害者で要望が強くなっている。

情報提供に対する希望の有無

		合計	希望した	進んで希	自分から	無回答
		N	%	望はして	拒んだ	N
				いない		
				%	%	
全体		797	24.2	74.7	1.1	55
被害者遺族		194	33.5	65.5	1.0	19
身体犯被害者		209	23.0	76.1	1.0	15
傷害1ヶ月以内		134	18.7	80.6	0.7	12
傷害1ヶ月~		65	33.8	64.6	1.5	1
性犯罪被害者		121	32.2	67.8	0.0	0
財産犯被害者		273	15.0	83.2	1.8	21

注)「進んで希望はしていない」の中には、要望する前に、警察側から被害者連絡の申し出があったケースも含まれていると考えられる。

b 情報提供の頻度

情報提供の頻度については、「かなり頻繁に」、「定期的に」及び「たまに」を合わせた、ある程度の頻度で連絡のあった者は、半数を超えている。

経年変化で見た場合、概ね、「かなり頻繁に」～「たまに」は増加傾向、「ほとんどなし」及び「全くなし」は減少傾向にあり、被害者連絡が徐々に定着しつつあることが窺える。

情報提供の頻度

		合計	かなり頻繁に	定期的に	たまに	ほとんどなし	全くなし	覚えていない	あった	なかった	無回答
		N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(6) %	(1)+(2)+ (3)	(4)+(5)	N
全体	合計	419	12.6	13.4	32.5	18.4	13.1	10.0	58.5	31.5	24
	平成10年	102	8.8	11.8	32.4	24.5	13.7	8.8	52.9	38.2	5
	平成11年	122	8.2	14.8	34.4	17.2	13.9	11.5	57.4	31.1	4
	平成12年	141	18.4	14.2	34.0	12.1	11.3	9.9	66.7	23.4	12
	無回答	54	14.8	11.1	24.1	25.9	14.8	9.3	50.0	40.7	3
被害者遺族	合計	177	14.7	14.1	33.9	17.5	8.5	11.3	62.7	26.0	15
	平成10年	42	14.3	7.1	38.1	26.2	7.1	7.1	59.5	33.3	5
	平成11年	62	11.3	19.4	33.9	12.9	9.7	12.9	64.5	22.6	1
	平成12年	60	18.3	11.7	33.3	13.3	8.3	15.0	63.3	21.7	9
	無回答	13	15.4	23.1	23.1	30.8	7.7	0.0	61.5	38.5	0
身体犯被害者(傷害1ヶ月以内)	合計	25	24.0	4.0	28.0	24.0	12.0	8.0	56.0	36.0	0
	平成10年	3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	0
	平成11年	5	0.0	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0	40.0	60.0	0
	平成12年	11	36.4	9.1	27.3	18.2	0.0	9.1	72.7	18.2	0
	無回答	6	33.3	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0	50.0	50.0	0
身体犯被害者(傷害1ヶ月～)	合計	59	11.9	10.2	28.8	25.4	15.3	8.5	50.8	40.7	5
	平成10年	15	0.0	13.3	33.3	40.0	6.7	6.7	46.7	46.7	0
	平成11年	17	5.9	5.9	41.2	23.5	17.6	5.9	52.9	41.2	1
	平成12年	20	30.0	15.0	25.0	15.0	10.0	5.0	70.0	25.0	2
	無回答	7	0.0	0.0	0.0	28.6	42.9	28.6	0.0	71.4	2
性犯罪被害者	合計	117	6.8	17.1	35.0	16.2	13.7	11.1	59.0	29.9	4
	平成10年	36	5.6	16.7	27.8	19.4	19.4	11.1	50.0	38.9	0
	平成11年	31	6.5	9.7	35.5	22.6	12.9	12.9	51.6	35.5	2
	平成12年	34	5.9	26.5	41.2	8.8	8.8	8.8	73.5	17.6	1
	無回答	16	12.5	12.5	37.5	12.5	12.5	12.5	62.5	25.0	1
財産犯被害者	合計	41	14.6	9.8	26.8	14.6	29.3	4.9	51.2	43.9	0
	平成10年	6	16.7	16.7	16.7	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0
	平成11年	7	0.0	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	42.9	42.9	0
	平成12年	16	18.8	0.0	37.5	6.3	37.5	0.0	56.3	43.8	0
	無回答	12	16.7	8.3	25.0	33.3	8.3	8.3	50.0	41.7	0

被害者遺族、身体犯被害者(傷害1ヶ月～)、性犯罪被害者は、警察からの情報提供「希望した」「進んでは希望していない」が対象。身体犯被害者(傷害1ヶ月以内)、財産犯被害者は、警察からの情報提供「希望した」が対象。

横列における「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

c 警察から連絡を受けた情報

全体で半数以上の者が警察から連絡を受けた情報として挙げた項目は、「犯人が検挙されたかどうか」(81.2%) 「犯人の氏名、年齢、住所」(71.4%) 「捜査の進み具合」(53.9%) となっている。

経年変化で見た場合、すべての項目において、平成10年より、平成12年の方が連絡率が高くなっており、被害者連絡が徐々に定着しつつあることが窺え、項目によっては、10～20ポイント以上の上昇率を示している。

警察から連絡を受けた情報 (全体)

	全体		平成10年		平成11年		平成12年		無回答	
	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
犯人が検挙されたかどうか	382	81.2	85	82.4	108	80.6	136	83.1	53	75.5
犯人の氏名、年齢、住所	378	71.4	85	67.1	106	70.8	137	75.9	50	68.0
捜査の進み具合	382	53.9	86	45.3	109	56.9	134	59.7	53	47.2
犯罪被害給付制度について	373	38.6	86	31.4	108	40.7	131	44.3	48	31.3
裁判の日時、場所や進み具合	361	48.8	85	34.1	102	50.0	128	60.9	46	39.1
加害者が、刑務所等から出所したかどうか	288	14.6	67	11.9	75	16.0	102	14.7	44	15.9
加害者が刑務所等から出所した後の住居地	285	8.4	67	6.0	74	8.1	102	10.8	42	7.1
判決の内容	334	42.8	77	33.8	92	45.7	121	48.8	44	36.4
捜査や裁判の手順	338	33.1	81	18.5	92	35.9	120	40.8	45	33.3
裁判の傍聴の仕方	334	24.0	81	13.6	88	31.8	119	26.1	46	21.7
援助を受けることができる組織、団体等の紹介	335	17.0	78	12.8	91	15.4	119	23.5	47	10.6
弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口	329	7.6	79	3.8	86	9.3	120	8.3	44	9.1
被害回復の方法	330	11.2	76	6.6	89	11.2	120	12.5	45	15.6
保険金の受け取り申請の手続	327	10.7	78	6.4	86	5.8	119	18.5	44	6.8
葬儀社に関する情報	299	8.7	74	4.1	79	12.7	106	10.4	40	5.0

被害者遺族、身体犯被害者(傷害1ヶ月～)、性犯罪被害者は、警察からの情報提供「希望した」「進んでは希望していない」、身体犯被害者(傷害1ヶ月以内)、財産犯被害者は、警察からの情報提供「希望した」の合計値

「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等であるが、本設問については回答している者である。

d 情報提供を望む事項

被害者等が情報提供を望む項目については、「葬儀社に関する情報」を除くすべての項目において、半数を超える人が情報提供を希望しており、情報提供を望んでいる項目は、多岐にわたっている。

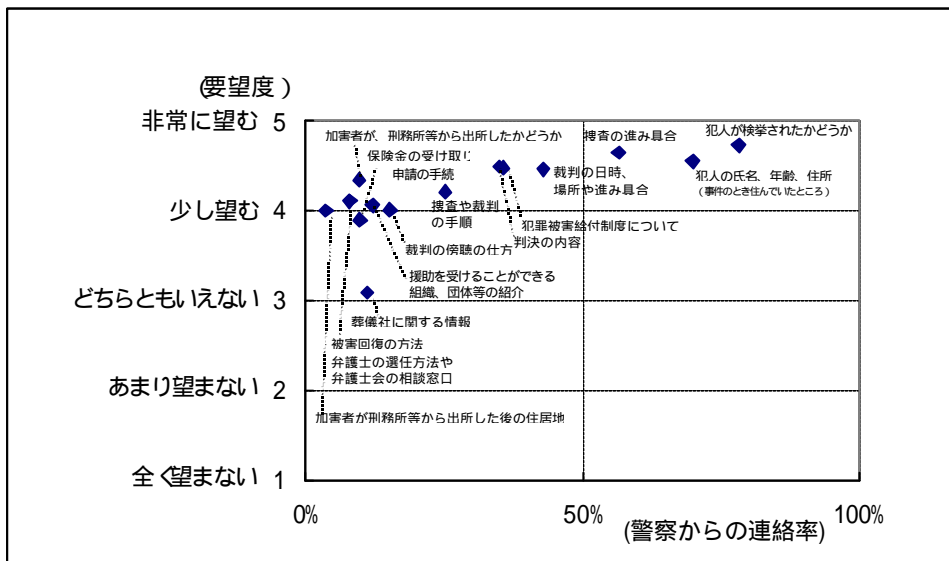
情報提供を望む項目 (全体)

	合計	全く望まない	あまり望まない	どちらともいえない	少し望む	非常に望む	望まない	望む	無回答
		(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	
犯人が検挙されたかどうか	768	1.4	2.1	3.8	10.4	82.3	3.5	92.7	84
犯人の氏名、年齢、住所	741	3.4	4.0	11.5	16.2	64.9	7.4	81.1	111
捜査の進み具合	736	1.9	2.6	6.9	20.5	68.1	4.5	88.6	116
犯罪被害給付制度について	714	5.2	2.5	17.1	17.9	57.3	7.7	75.2	138
裁判の日時、場所や進み具合	710	5.9	4.2	15.6	17.2	57.0	10.1	74.2	142
加害者が、刑務所等から出所したかどうか	724	6.9	5.5	10.9	13.4	63.3	12.4	76.7	128
加害者が刑務所等から出所した後の住居地	717	10.6	9.3	15.9	12.4	51.7	19.9	64.1	135
判決の内容	710	5.8	3.7	9.0	14.1	67.5	9.5	81.6	142
捜査や裁判の手順	707	6.9	6.2	17.3	18.7	50.9	13.1	69.6	145
裁判の傍聴の仕方	697	7.6	9.6	24.4	16.9	41.5	17.2	58.4	155
援助を受けることができる組織、団体等の紹介	707	7.8	6.4	22.2	20.4	43.3	14.2	63.7	145
弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口	703	8.5	5.5	18.8	21.3	45.8	14.0	67.1	149
被害回復の方法	691	6.7	4.9	21.3	20.5	46.6	11.6	67.1	161
保険金の受け取り申請の手続	686	9.8	7.4	25.2	20.7	36.9	17.2	57.6	166
葬儀社に関する情報	665	23.0	9.5	37.7	11.4	18.3	32.5	29.7	187

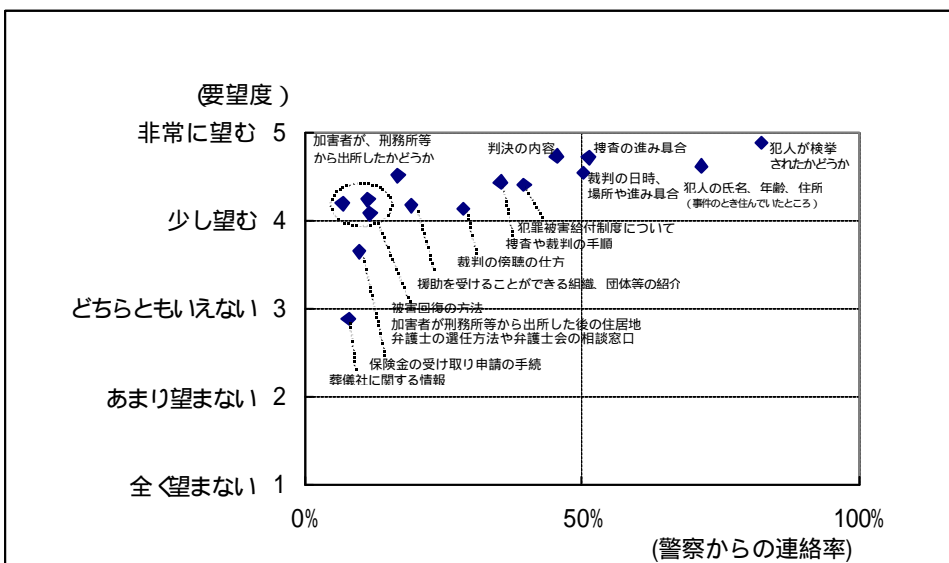
e 情報提供に係る充足度

情報提供について、警察からの連絡率と被害者等の要望度から、被害者等の情報提供に係る充足度を見てみると、「犯人が検挙されたかどうか」、「犯人の氏名、年齢、住所」及び「捜査の進み具合」は、比較的、連絡が行われている。その他の項目にあっては、まだ不十分な面があり、今後、警察を始めとする関係機関・団体等からの情報提供の充実が望まれる。

警察からの連絡率と情報提供に係る要望度 (全体 :男性)



警察からの連絡率と情報提供に係る要望度 (全体 :女性)



4 その他の機関による被害者等への対応

(1) 検察による被害者等への対応

検察庁が行っている被害者等通知制度について、全体で、「被害にあう前から知っていた」(3.2%)、「今回の事件を通じて知った」(41.8%)、「今まで知らなかった」(55.0%)となっている。

検察庁が全国統一の被害者等通知制度を導入したのは平成11年4月であり、調査対象者が被害に遭った期間(平成10年～平成12年)の最中であったことから、「被害にあう前から知っていた」の割合が低くなっていると考えられる。

被害者等通知制度

	合計	被害にあう 前から知っ ていた	今回の事 件を通じて 知った	今まで知ら なかった	無回答
	N	%	%	%	N
全体	409	3.2	41.8	55.0	29
被害者遺族	158	4.4	50.0	45.6	7
身体犯被害者	125	4.8	36.8	58.4	9
性犯罪被害者	81	-	45.7	54.3	6
財産犯被害者	45	-	20.0	80.0	7

本設問は、検察庁又は検察官と接することがあったと回答した者のみを対象としている。

(2) 民間被害者支援団体による支援

事件後、民間被害者支援団体から援助を受けたかどうかについては、調査対象者全体で、「受けた」(8.0%)、「受けていない」(88.2%)、「覚えていない・分からない」(3.9%)となっている。

調査対象者区分ごとでは、被害者遺族で「受けた」が16.0%を示しており、他の調査対象者と比べて高い割合を示している。

なお、全国被害者支援ネットワークは平成10年5月に設立され、調査対象者が被害に遭った期間である平成10年から平成12年は同ネットワークの草創期に当たること、ネットワークに加盟していない民間団体の活動等も現在よりは低調であったことから、民間被害者支援団体から援助を受けたと回答した者の割合が低くなっていると考えられる。

民間被害者支援団体からの援助

	合計	受けた	受けてい ない	覚えてい ない分 から ない	無回答
	N	%	%	%	N
全体	802	8.0	88.2	3.9	50
被害者遺族	206	16.0	79.1	4.9	7
身体犯被害者	214	5.6	90.2	4.2	10
性犯罪被害者	121	6.6	89.3	4.1	-
財産犯被害者	261	4.2	93.1	2.7	33

民間被害者支援団体から受けた援助に対する評価については、全体で、「ふつう」(21人)、「満足」(20人)、「不満」(6人)となっている。

民間被害者支援団体に対する評価

	合計 N	不満 (1) N	やや不 満 (2) N	ふつう (3) N	まあ満 足 (4) N	十分満 足 (5) N	不満 (1)+(2) N	満足 (4)+(5) N	無回答 N
全体	47	3	3	21	12	8	6	20	17
被害者遺族	24	1	1	11	7	4	2	11	9
身体犯被害者	8	1	1	2	2	2	2	4	4
性犯罪被害者	8	-	-	5	2	1	-	3	-
財産犯被害者	7	1	1	3	1	1	2	2	4

(3) 弁護士による支援

弁護士への相談状況については、全体で、「相談した」(21.5%)、「相談していない」(78.5%)となっている。

調査対象者区分ごとでは、「相談した」は、被害者遺族が高く(40.6%)、財産犯被害者が低く(6.0%)となっている。

弁護士への相談状況

	合計 N	相談した %	相談してい ない %	無回答 N
全体	785	21.5	78.5	67
被害者遺族	202	40.6	59.4	11
身体犯被害者	211	22.3	77.7	13
性犯罪被害者	120	20.8	79.2	1
財産犯被害者	252	6.0	94.0	42

弁護士会が設けている犯罪被害者支援相談窓口の認知状況については、全体で、「知らない」(70.1%)、「事件を通じて知った」(15.4%)、「事件の前から知っていた」(14.4%)となっている。

なお、日本弁護士連合会では、平成11年10月に、「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を公表し、各弁護士会における支援窓口の開設等に本格的に取り組み始めたが、この時期は、調査対象者が被害に遭った期間(平成10年~平成12年)の最中に当たっていたことから、今回の調査においては、支援窓口の認知度が低くなっていると考えられる。

弁護士会が設けている犯罪被害者支援相談窓口の認知状況

	合計 N	事件の前 から知っ ていた %	事件を通 じて知っ た %	知らない %	無回答 N
全体	713	14.4	15.4	70.1	139
被害者遺族	188	6.9	28.7	64.4	25
身体犯被害者	188	11.2	12.2	76.6	36
性犯罪被害者	109	9.2	16.5	74.3	12
財産犯被害者	228	25.9	6.6	67.5	66

(4) 被害者等に係る取材・報道の状況

被害者等に対する報道機関からの取材及び報道の状況については、下表のとおりであり、取材や報道があったのは、被害者遺族が最も多く、次いで身体犯被害者となっている。性犯罪被害及び財産犯被害者は、「取材も報道もなかった」者の割合（性犯罪被害者：66.9%、財産犯被害者：79.8%）が高くなっている。

報道機関からの取材及び報道の状況

	合計 N	取材され、 報道もされ た %	取材された が、結局報 道されな かった %	他の人への 取材や警察 の報道発表 等を基に報 道された %	取材も報道 もなかった %	覚えていな い分 から ない %	無回答 N
全体	796	14.2	0.8	35.1	46.0	4.0	56
被害者遺族	208	32.7	1.9	51.9	9.6	3.8	5
身体犯被害者	213	15.5	-	50.2	29.1	5.2	11
性犯罪被害者	118	4.2	-	25.4	66.9	3.4	3
財産犯被害者	257	2.7	0.8	13.2	79.8	3.5	37

取材又は報道に関して具体的な項目を挙げ、良かった点と悪かった点を回答してもらった。良かった点については、調査対象者全体で、5割を超えた項目はなく、「自分の深刻な被害等について、世間で広く知ってもらえた」(40.2%)が最も割合が高く、次いで、「今後同じような被害を防ぐのに貢献していると思えた」(39.0%)であった。調査対象者区分ごとでも、いずれの区分でも上記2項目が上位2つとなっているが、性犯罪被害者では、いずれの項目も3割に満たず、やや低めとなっている。

悪かった点についても5割を超えた項目はなく、「名前や写真など出してほしくない情報を出された」(39.6%)、「事実とは違うことを報道された」(34.7%)、「考えていた内容と違うものが報道された」(34.0%)、「隣り近所に取材された」(30.6%)などが高い割合を示している。調査対象者区分ごとでは、被害者遺族でいずれの項目も他の調査対象者区分に比べて高い割合を示している。

取材又は報道に対する評価 (良かった点)

	全体		被害者遺族		身体犯被害者		性犯罪被害者		財産犯被害者	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
自分の被害等について、世間で広く知ってもらえた	316	40.2	135	39.3	114	48.2	32	28.1	35	28.6
今後同じような被害を防ぐのに貢献していると思えた	315	39.0	133	39.1	115	39.1	31	29.0	36	47.2
報道がきっかけで捜査や被害の回復が進んだ	308	12.7	132	12.9	112	15.2	31	9.7	33	6.1
報道がきっかけで制度の改善につながった	304	8.9	130	10.8	110	9.1	31	3.2	33	6.1
自分の気持ちを代弁してくれた	306	16.0	132	18.2	110	18.2	31	6.5	33	9.1
親身になって話を聞いてくれた	300	12.7	127	15.0	109	11.9	31	12.9	33	6.1
事件の状況など知りたいことを教えてくれた	305	20.0	129	19.4	112	19.6	31	25.8	33	18.2
謝礼をくれた	289	3.8	121	4.1	105	3.8	31	6.5	32	-

取材又は報道に対する評価 (悪かった点)

	全体		被害者遺族		身体犯被害者		性犯罪被害者		財産犯被害者	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
事実とは違うことを報道された	323	34.7	140	50.0	117	27.4	31	16.1	35	14.3
名前や写真など出して欲しくない情報を出された	313	39.6	137	58.4	113	30.1	31	19.4	32	12.5
考えていた内容と違うものが報道された	312	34.0	138	51.4	110	24.5	31	19.4	33	6.1
本当に伝えたい部分がカットされた	293	22.2	124	37.1	106	13.2	30	10.0	33	6.1
心情を無視するような強引な取材だった	294	19.4	128	35.2	102	6.9	30	6.7	34	8.8
自宅の敷地内に無断で侵入された	293	15.7	126	30.2	104	3.8	30	10.0	33	3.0
集団で来られた	288	12.8	123	24.4	102	2.0	30	10.0	33	6.1
深夜に来られた	286	10.1	122	20.5	102	1.0	29	6.9	33	3.0
隣り近所に取材された	301	30.6	133	59.4	105	7.6	30	10.0	33	6.1

総括

被害者支援に関しては、警察等関係機関や民間団体等による取組みが充実してきているが、今回の調査を通じて判明した被害実態等に対する認識や支援の実態等を踏まえ、

被害者等が受ける様々な被害に対する社会全体の理解の促進

被害者等のニーズを汲み取った的確な支援の実施

被害者支援のための各種施策の周知の徹底と着実な実践

が望まれる。